

## 消費者契約法専門調査会における論点の取扱いについて

平成29年5月12日

消費者委員会事務局

消費者契約法専門調査会では、第28回消費者契約法専門調査会における「今後の検討課題」についての整理等を踏まえ、下記1の論点について検討してきた。

今後の専門調査会の審議において、その他の論点（下記2の論点）をどのように取り扱うかについては、別途検討することとされていたが、これまでの審議状況及び今後の審議スケジュール（資料2参照）を踏まえて、どのように考えるか。

### 記

#### 1. 検討してきた論点

- ・「勧誘」要件の在り方
- ・不利益事実の不告知
- ・困惑類型の追加
- ・合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型
- ・「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方
- ・不当条項の類型の追加
- ・条項使用者不利の原則
- ・消費者に対する配慮に努める義務

#### 2. その他の論点

- ・「消費者」概念の在り方
- ・断定的判断の提供
- ・「第三者」による不当勧誘
- ・法定追認の特則
- ・損害賠償額の予定・違約金条項（「解除に伴う」要件の在り方）
- ・約款の事前開示